**第一次訴訟　横浜地裁判決**

横浜地裁で1982年10月20日に言い渡された判決では、夜問飛行差し止め、その他の時間帯の65ホン以上の騒音到達の禁止という訴えが、不適法として却下された。その理由は、自衛隊機に対する飛行差し止め請求について、厚木基地の管理は国の「防衛行政権」の一部であるとし、原告らの請求は、「直接当然に防衛行政権の行使の取消変更ないしその発動を求めるものであって」、民事訴訟によることは許されないというものであった。また、米軍機の飛行差し止め請求については、条約に基づき合衆国の権限において離着陸する米軍機の運行に関してわが国の民事裁判権が及ぶいわれはなく、米軍機の運航を規制する権限のない被告に対し、条約上の義務履行と抵触する規制措置を求めるのは、法的に不能を強いるものであるため、被告への飛行差し止め請求は不適法であるから却下を免れないとされた。また、仮に原告らの請求が、被告に原告らの請求を求める給付の訴えだとしても、結局それは、被告に合衆国との外交交渉を義務づける訴訟に該当し、民事上の請求としては許されないとした。その上、精神的・肉体的被害に対する将来分の損害賠償請求も却下され、その理由は、権利保護の要件を欠き不適法であるから却下を免れないというものであった。

つまり、この判決において認められたのは、過去分の損害賠償請求だけだったのである。過去分の損害賠償請求が認められた理由として、「被告の設置。管理する本件飛行場においては、その供用目的に沿って米軍機及び自衛隊機がこれを利用することにより離着陸に際して騒音等を発生させ、営造物である本件飛行場の使用者以外の第二者に該当する原告ら周辺住民に、受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生ぜしめている」ということが示された。そうした理由に基づき、80のコンター以内の地域に居住する原告80名に対して、国家賠償法2条1項に基づき、慰謝料として賠償責任を負うとされた。そして、提訴の3年前以前の損害請求権は時効により消滅しているため、1973年9月から1981年6月まで、総額8624万円、原告80名分の損害賠償が認められたのである。